

# 暴力的要求行為等の調査に従事する調査担当者の指名について

平成7年5月24日  
岩刑事発第81号警察本部長  
岩生安発第126号

〔沿革〕平成18年6月岩組第102号改正

各 部 長  
各 所 属 長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反する行為の事実の調査に関する訓令（平成4年警察本部訓令第10号。以下「違反行為調査訓令」という。）第2条の規定に基づく調査担当者の指名については、次によることとしたから、その運用の適正を期されたい。

なお、「暴力的要求行為等の調査に従事する調査担当者の指名について」（平成6年11月1日付け岩刑事発第113号、岩生安発第2号）は、廃止する。

記

## 1 趣旨

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）の規定に違反する行為の事実の調査手続等に関しては、違反行為調査訓令により定められているところであり、これに基づいて調査の適正を確保するため、関係所属の適任者を調査担当者として指名し、効果的な法の運用を図ろうとするものである。

## 2 調査担当者の指名

- (1) 刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）及び生活安全部少年課長は、所属職員の中から適任者を選考し、調査担当者として指名するものとする。
- (2) 各署長は、次の所属職員のうちから適任者を選考し、「調査担当者」として指名するものとする。

ア 刑事課（盛岡東署及び盛岡西署の刑事第二課を含む。以下同じ。）及び生活安全課（刑事・生活安全課を含む。以下同じ。）に勤務する警部、警部補及び巡査部長の階級にある者

イ 刑事課組織犯罪対策係及び刑事第二係

ウ 生活安全課少年係又は生活安全係

エ その他調査担当者として適任と認められる者

- (3) 各署において「調査担当者」として指名すべき人員の基準は、別に定める。
- (4) 関係所属長は、所属職員を調査担当者に指名するときは、調査担当者指名簿（様式第1号）により命ずるものとする。

## 3 指名の解除等

- (1) 関係所属長は、次により調査担当者の指名を解除するものとする。
  - ア 調査担当者の指名が適当でないとする事由が生じたとき。
  - イ 調査担当者が所属を異にしたとき、又は前期2(2)に該当しなくなったときは、前期3(1)アの規定にかかわらず指名を解除したものとする。
- (2) 関係所属長は、所属職員の名指を解除した場合には、当該調査担当者に代わる適任者を速やかに指名しなければならない。

## 4 調査担当者の任務等

- (1) 調査担当者は、次に掲げる任務に従事するものとする。
  - ア 法の則定による命令をするために行う法の規定に違反する暴力的要求行為その他の行為に関する事実の調査
  - イ 法の規定による命令をするために行う法第33条第1項の規定による報告及び立入りに関する事実の調査
  - ウ その他法の運用のため必要と認められる事実の調査
- (2) 調査担当者に指名された者は、その使命を自覚し、誇りを持って平素から法令の研さん及びその技術の向上に努めなければならない。

5 「調査担当者」に対する指導教養の実施

「調査担当者」に対しては、違反行為等の調査に必要な知識・技術等の周知徹底を図るため、毎年1回以上ブロック別等の集合教養を行うものとする。

6 報告

関係所属長は、所属職員の指名又は指名を解除したときは、その結果を調査担当者指名等報告書（様式第2号）により刑事部組織犯罪対策課長を経由して、速やかに本部長に報告するものとする。

様式第1号

（省略）

様式第2号

（省略）